



りそな銀行アジアニュース

2019年11月20日
りそな銀行 国際事業部

【ホーチミン駐在員事務所】

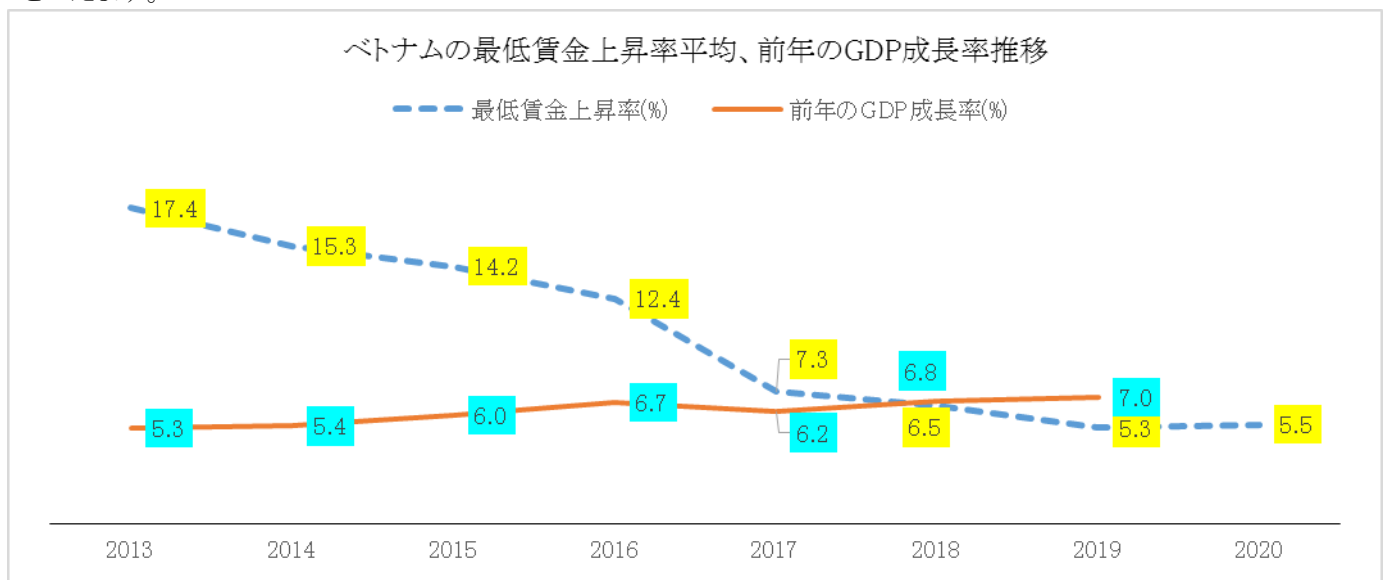
「ベトナムの最低賃金の動向(2020年)」

2019年11月15日、ベトナムの国会は2020年の地域別最低賃金を定めた政令90号(90/2019/ND-CP)を公布しました。2019年7月に政府諮問機関の国家賃金評議会(NWC)が発表した額と同じく、上昇率は5.5%と決定しました。経済発展の度合を勘案し、全国を第1から第4のエリアに分類、エリア毎に最低賃金を定めています。改定後のエリア毎の月額最低賃金は以下の通りです。

主な地域	月額最低賃金	
	2019年	2020年
エリア1		
ハノイ市中心部 ハイフォン市中心部 ホーチミン市中心部 ドンナイ省中心部 ビンズオン省中心部 バリア＝ブンタウ省中心部	418万ドン (19,701円)	442万ドン (20,832円)
エリア2		
ハノイ市一部 ハイフォン市一部 ハロン市 タイグエン市 ラオカイ市 ナムディン市 コンビン市 フェ 市 ホイアン市 ダナン市 ダラット市 ホーチミン市一部 ミー市 カントー市	371万ドン (17,486円)	392万ドン (18,476円)
エリア3		
省に直属する市(エリア1、エリア2で規定している省直属市を除く) ハナム省 タインホア省 ドンナイ省一部 カントー市一部	325万ドン (15,318円)	343万ドン (16,166円)
エリア4		
上記エリア1から3に該当しない地域	292万ドン (13,763円)	307万ドン (14,470円)

(2019年11月20日 現在:1円=212.17ドン \$1=23,139ドン ベトナム中央銀行公表のクロスレートを参照)

近年の最低賃金上昇率は下降トレンドとなってきましたが、2020年の上昇率(5.5%)は2019年(5.3%)と比べてほぼ横ばいといえます。



(出所:政令157号(90/2019/ND-CP P、11月20日付)、ベトナム中央銀行、ベトナム統計総局)

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-3791
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載